

(長旗記載の文字)

- 一、第十回メーデー
 - 二、労働者の解放は労働者の力にて
 - 三、失業絶対反対
 - 四、八時間労働制の確立
 - 五、及労働体の撲滅
 - 六、自由労働者の傷害保償の確立
 - 七、中間搾取撤廃
 - 八、團結権罷業権確立
 - 九、労働立法の促進並ニ交通事故特別裁判法の制定
 - 十、深夜業廢止に依リ賃銀底下絶対反対
- 九、其ノ他ノ事項
- (1) 以上ノ他司會者及監督者ハ警察官ノ指揮ニ從ヒ一般参加者ヲ統制スルコト
 - (2) 治安上必要アリト認マル時ハ何時ニテモ更ニ制限ヲ加ヘ又ハ解散ヲ命スルコトアルヘシ
- 十、参加組合名並ニ行列順序
- 参加団体並ニ行列順ハ豫メ承認ヲ受ケタル通リトス
- (以上)

4. 5. 3
583

第十回メーデーニ當スル宣傳ビラ

昭和四年五月

東部